

令和5年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施結果

大量調理施設(弁当屋、仕出し屋、旅館、学校、病院等)に対する監視指導結果

(別紙1)

1. 立入りを行った施設数

※情報提供(通知文、パンフレット配布等)のみの施設も計上します。

10,456

施設

2. 1のうち通知文書、手引書等の配布(情報提供)又は通知文書、手引書等を用いて指導した施設数

5,593

施設

(参考) 自治体毎の指導結果

自治体名	立ち入りを行った施設数	立ち入りを行った施設のうち 通知文書、手引書等の配布 (情報提供)又は通知文書、 手引書等を用いて指導した 施設数
北海道	287	198
札幌市	81	42
小樽市	14	14
函館市	42	15
旭川市	18	18
青森県	111	37
青森市	0	0
八戸市	3	3
岩手県	39	35
盛岡市	117	0
宮城県	22	14
仙台市	49	36
秋田県	31	15
秋田市	1	1
山形県	41	39
山形市	14	14
福島県	44	7
福島市	128	128
郡山市	20	20
いわき市	664	33
茨城県	89	49
水戸市	3	0
栃木県	28	20
宇都宮市	2	2
群馬県	10	6
前橋市	6	6
高崎市	25	25
埼玉県	770	52
川越市	0	0
さいたま市	781	0
越谷市	1	1
川口市	39	39
千葉県	75	26
千葉市	4	3
船橋市	8	8
柏市	13	0
東京都※	1,998	1,570
神奈川県	190	188
横浜市	441	289
川崎市	27	7
横須賀市	50	7
相模原市	69	7
藤沢市	65	65
茅ヶ崎市	4	4
新潟県	31	7
新潟市	9	9
富山県	112	29
富山市	72	0
石川県	43	26
金沢市	23	0
福井県	40	15
福井市	31	31
山梨県	22	3
甲府市	12	0
長野県	163	156
長野市	9	9
松本市	1	1
岐阜県	23	8
岐阜市	19	11
静岡県	132	131
静岡市	62	62
浜松市	13	13
愛知県	132	94
名古屋市	173	97
豊田市	8	8
豊橋市	5	0
岡崎市	191	5
一宮市	34	34

自治体名	立ち入りを行った施設数	立ち入りを行った施設のうち 通知文書、手引書等の配布 (情報提供)又は通知文書、 手引書等を用いて指導した 施設数
三重県	88	58
四日市市	3	0
滋賀県	32	15
大津市	102	0
京都府	33	24
京都市	35	35
大阪府	70	25
大阪市	48	0
堺市	49	49
東大阪市	3	0
高槻市	3	3
豊中市	6	5
枚方市	10	10
八尾市	14	14
寝屋川市	9	0
吹田市	9	9
兵庫県	177	101
神戸市	7	2
尼崎市	4	4
姫路市	37	37
西宮市	3	3
明石市	11	0
奈良県	5	2
奈良市	2	2
和歌山県	48	17
和歌山市	3	3
鳥取県	11	10
鳥取市	34	21
島根県	54	11
松江市	20	20
岡山県	65	42
岡山市	34	19
倉敷市	17	17
広島県	53	28
広島市	221	207
呉市	134	122
福山市	10	8
山口県	2	0
下関市	3	0
徳島県	172	152
香川県	6	6
高松市	9	9
愛媛県	36	19
松山市	35	35
高知県	30	23
高知市	3	3
福岡県	29	13
福岡市	42	21
北九州市	53	53
久留米市	2	0
佐賀県	40	29
長崎県	12	9
長崎市	4	1
佐世保市	15	0
熊本県	66	12
熊本市	90	43
大分県	57	22
大分市	4	4
宮崎県	382	379
宮崎市	10	0
鹿児島県	76	26
鹿児島市	3	3
沖縄県	15	4
那覇市	12	12
合計	10,456	5,593

※特別区、町田市、八王子市を含む。

生食用又は加熱不十分な食肉等の販売・提供に関する監視指導結果

(別紙2)

- ① 規格基準に適合した生食用食肉は計上の対象外です。
 ② 生食用とは、刺身、タルタル等のほか、飲食店等での情報提供不十分又は誤った情報提供(生食を促す案内をする等)のものを含まず。
 ③ 不十分な加熱とは、湯引き、炙り、たたき、中心部まで加熱されていない食肉料理、いわゆるレアハンバーグ等の挽肉調理品を含まず。
 ④ 結着肉等とは結着処理、テンダライズ処理、タンプリング処理、インジェクション処理(脂肪注入等)を含まず。

食肉を取り扱う施設(消費者に直接販売・提供する施設)

1. 立入りを行った施設数 22,443 施設
 ※通知文、パンフレット配布等のみの施設も計上します。
2. 1のうち生食用又は不十分な加熱での販売・提供について指導した施設数(実数) 939 施設
 ※通知文、パンフレット配布等のみの施設は計上しません。
3. 2において指導した内容(延べ数) ※(a)~(h)の合計は、指導した施設数(実数)にはなりません。
- | | | |
|---|-----|----|
| (a) 牛の筋肉について、生食用食肉の規格基準に適合したものを販売、提供すること | 48 | 施設 |
| (b) 馬の肝臓又は肉について、衛生基準(平成10年9月11日付け生衛発第1358号)に基づいた取扱を行うこと | 85 | 施設 |
| (c) 生食用としての販売・提供を中止すること | 128 | 施設 |
| (d) 加熱不十分な食肉について、中心部まで十分に加熱して販売・提供すること | 599 | 施設 |
| (e) 加熱不十分な食肉について、販売・提供を中止すること | 239 | 施設 |
| (f) 加工時、調理時の衛生的な取扱い、他の食材への交差汚染の防止(器具の使い分け、消毒、手洗い等)を行うこと | 454 | 施設 |
| (g) 一般消費者への販売・提供後に十分な加熱や器具の使い分けをすること等の情報提供を行うこと
(例 食肉販売店、客席にコンロ等の加熱設備がある飲食店) | 190 | 施設 |
| (h) その他の指導 | 59 | 施設 |

4. 2の指導をした施設数(提供畜種・部位・方法別)(延べ数)

鶏

提供方法 \ 提供部位	筋肉	挽肉	結着肉等	肝臓	心臓	砂囊	その他の部位
生食用として販売・提供	105	1	0	64	17	27	3
不十分な加熱で販売・提供	392	4	4	81	20	26	6

牛

提供方法 \ 提供部位	筋肉 ※	挽肉	結着肉等	肝臓	心臓	舌	横隔膜	胃・腸	その他の部位
生食用として販売・提供	29	0	0	8	23	12	7	21	5
不十分な加熱で販売・提供	138	53	9	35	20	12	11	34	1

※ 規格基準に適合した生食用食肉(牛の食肉)を除く

豚

提供方法 \ 提供部位	筋肉	挽肉	結着肉等	肝臓	心臓	舌	横隔膜	胃・腸	その他の部位
生食用として販売・提供	1	0	0	1	0	0	0	0	0
不十分な加熱で販売・提供	29	8	4	7	4	4	5	8	0

馬

提供方法 \ 提供部位	筋肉	挽肉	結着肉等	脂肪	肝臓	舌	その他の部位
生食用として販売・提供	140	1	3	4	14	5	8
不十分な加熱で販売・提供	10	0	0	0	0	0	0

めん羊・山羊

提供方法 \ 提供部位	筋肉	挽肉	結着肉等	肝臓	その他の部位
生食用として販売・提供	2	0	0	0	1
不十分な加熱で販売・提供	2	0	0	2	2

イノシシ

提供方法 \ 提供部位	筋肉	肝臓	その他の部位
生食用として販売・提供	0	0	0
不十分な加熱で販売・提供	2	0	0

シカ

提供方法 \ 提供部位	筋肉	肝臓	その他の部位
生食用として販売・提供	1	0	0
不十分な加熱で販売・提供	8	0	0

その他

(鴨、ダチョウ)

提供方法 \ 提供部位	筋肉	肝臓	その他の部位
生食用として販売・提供	1	0	0
不十分な加熱で販売・提供	4	0	0

その他

(熊)

提供方法 \ 提供部位	筋肉	肝臓	その他の部位
生食用として販売・提供	0	0	0
不十分な加熱で販売・提供	1	0	0

鶏肉を飲食店営業者に販売する施設(食鳥処理業者、卸売業者等)に関する監視指導結果

(別紙3)

鶏肉を飲食店営業者に販売する施設(食鳥処理業者、卸売業者等)には、一般消費者を対象として販売する施設は含みません。

鶏肉を飲食店営業者に販売する施設(食鳥処理業者、卸売業者等)

1. 立入りを行った施設数

※情報提供(通知文配布等)のみの施設も計上します。

1,718 施設

2. 1のうち加熱が必要である旨の情報伝達について指導した施設数(実数)

※情報提供(通知文配布)のみの施設は計上しません。

209 施設

野生鳥獣肉(ジビエ)の取扱施設調査結果

(別紙4)

1. 野生鳥獣肉を使用し、製造・調理・販売を行っている施設への監視指導実施数(立入りを行った施設数)

※通知文、パンフレット配布等のみの施設も計上します。

753	施設
-----	----

2. 監視指導実施施設の業種別施設数(延べ数)

飲食店営業	463	施設
食肉製品製造業	15	施設

食肉販売業	107	施設
その他	229	施設

3. 1において指導した内容(のべ数) ※(a)～(c)の合計は、指導した施設数(実数)にはなりません。

- (a) 当該施設に対し、野生鳥獣を解体するために食肉処理業の許可が必要であること
- (b) 食肉処理業の許可を受けた施設で解体された野生鳥獣肉を使用すること
- (c) 野生鳥獣肉の仕入れ先の確認、記録の作成、保存を適切に実施すること

34	施設
355	施設
144	施設